

後期高齢者医療制度 保険料軽減判定基準が変更

保険料は、被保険者が等しく負担する均等割額（5万4428円）と被保険者の所得に応じて決まる所得割額（11・04％）の合計額です。世帯の所得が低い方に対しては均等割額が軽減される措置があります。令和7年度（2025年度）から軽減される対象世帯が下のとおり変更されます。なお、令和7年度保険料額の通知は、7月中旬に送付します。

軽減割合	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
5割軽減	43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)+29.5万円×(被保険者数)以下	43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)+30.5万円×(被保険者数)以下
2割軽減	43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)+54.5万円×(被保険者数)以下	43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)+56万円×(被保険者数)以下

問 住民課（吉備庁舎）

和歌山県後期高齢者医療広域連合

☎ 073・428・6688

医療保険の切り替え手続き お忘れではないですか

「職場の健康保険をやめたとき・家族の健康保険の扶養から外れたとき」

職場の健康保険をやめて新しい職場の健康保険などに加入されるまでの期間は、国民健康保険への加入の手続きが必要です。

●申請に必要なもの

・健康保険資格喪失証明書

※本書は会社または健康保険組合でもらってください。また、できれば会社の電話番号を控えてきてください。

・来庁者の本人確認書類（マイナンバーカードなど）

「職場の健康保険に加入したとき・家族の健康保険の扶養に入ったとき」

現在、国民健康保険に加入している方で、他の保険（職場の健康保険など）に加入した場合は、必ず届け出てください。

●申請に必要なもの

・新しい保険が分かるもの（職場の健康保険資格確認書など）

・国民健康保険被保険者証または資格確認書（返却のため）

・来庁者の本人確認書類（マイナンバーカードなど）

※来庁者が同一世帯員でない場合は、委任状が必要です。

●その他／他の健康保険に加入され

た後、医療機関で誤って国民健康保険被保険者証などを提示して診療を受けた場合、国民健康保険から支払われた金額を返還いただくことになります。他の健康保険に加入され、新しい資格確認書または資格情報のお知らせが手元に届くまでの間はご注意ください。

問 住民課（吉備庁舎）

ジェネリック医薬品を 活用しましょう

ジェネリック医薬品（後発医薬品）を積極的に利用することで、薬代にかかる医療費を節約することができます。一人一人の節約が、制度全体では大きな効果を生みます。

●ジェネリック医薬品とは

ジェネリック医薬品は、先発医薬品に比べて価格が安く設定されており、薬代の負担が軽くなります。また、なかには飲みやすくなるように薬の大きさ・味・においの改良や保存性の向上など、より工夫されたものもあります。

●信頼できる薬です

ジェネリック医薬品は、先発医薬品と同様の安全基準を満たし、厚生労働省の承認基準をクリアしている信頼できる薬です。

●まずはお医者さんに相談を

全ての薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。また医療用医薬品なので、病院や診療所の医師による処方箋が必要です。症状によっては、先発医薬品を使用した方がいいと医師が判断する場合もあります。

●ジェネリック医薬品差額通知

ジェネリック医薬品を使用した場合、1カ月の自己負担額が100円以上軽減される可能性がある方を対象に、参考として「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を送付しています。発送時期は年2回、6月下旬（4月診療分）と12月下旬（10月診療分）です。※ジェネリック医薬品への切り替えを強制するものではありません。※薬によっては、ジェネリック医薬品への切り替えができない場合があります。

●ジェネリック医薬品の希望シールをお配りしています

皆さまの窓口負担を節約できるジェネリック医薬品の利用を促進するため、ジェネリック医薬品への切り替えの意思を手軽に伝えることができるシールをお配りしています。ジェネリック医薬品を希望される方は、このシールを資格確認書などに貼ってご利用ください。



問 住民課（吉備庁舎）